

南国市告示第130号

南国市週休2日制モデル工事实施要綱を次のように定める。

令和6年8月28日

南国市長 平山 耕三

南国市週休2日制モデル工事实施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、工事の品質確保のための担い手の育成及び確保等を図ることを目的とする週休2日制モデル工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(週休2日制モデル工事)

第2条 この要綱において「週休2日制モデル工事」とは、4週8休（巡回パトロール、保守点検その他工事現場の管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して工事現場及びその現場事務所が閉所された状態にある日（以下「現場閉所日」という。）が、第4条に規定する対象期間のうち28.5パーセント以上あることをいう。以下同じ。）が確保された工事をいう。

(対象工事)

第3条 南国市が発注する工事（以下「市発注工事」という。）のうち、請負対象金額（消費税及び地方消費税を含む。）が3,000万円以上の土木工事は、週休2日制モデル工事の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものに限る。

- (1) 工事現場における施工日数が30日未満の工事
- (2) 社会的要請等により早期完成が求められる工事（緊急応急的に行われる工事を含む。）

2 市発注工事のうち、前項に規定する工事以外の工事については、南国市が必要と認める場合に週休2日制モデル工事に指定し、週休2日制モデル工事として実施するものとする。

(対象期間)

第4条 市発注工事を週休2日制モデル工事として実施する場合において、その実

施対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、工事着手日（工期の開始日以降、現場事務所等の建設又は測量に着手する日をいう。）から工事完成日（工事現場（現場事務所を除く。）の後片付けを含む全ての作業が完了した日をいう。）までの期間とする。ただし、受注者の年末年始における休暇日（当該休暇日が6日を超える場合の当該超える部分の休暇日を除く。）及び夏季における休暇日（当該休暇日が3日を超える場合の当該超える部分の休暇日を除く。）、工場製作のみを実施した日、工事全体を一時中止した日並びに受注者の責によらず工事現場における作業の中断を余儀なくされた日は、対象期間に含まないものとする。（現場閉所日の確保）

第5条 受注者は、対象期間においては4週8休を確保しなければならない。

2 受注者は、下請業者を含む工事現場の全ての労働者に対して、現場閉所日に現場事務所での事務作業、他の工事現場での作業等を行わないよう要請するものとする。

3 南国市は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日に作業を行うよう受注者に指示等を行ってはならない。

4 災害時の緊急対応等の理由によりやむを得ず現場閉所日に作業する場合又は降雨、降雪等の理由により作業予定日を現場閉所日とする場合は、現場閉所日を作業予定日に、又は作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。

5 受注者は、前項の規定により現場閉所日又は作業予定日を振り替える場合は、当該日の前日までに書面又は電子メールにより南国市に報告するものとする。

（実施方法）

第6条 南国市は、第3条第1項の規定により市発注工事を週休2日制モデル工事の実施対象とした場合は、当該市発注工事の特記仕様書に週休2日制モデル工事の実施対象である旨を明示しなければならない。

2 受注者は、市発注工事を週休2日制モデル工事として実施することを希望する場合は、当該市発注工事に係る契約の締結後速やかに工事条件変更確認要求書を南国市に提出しなければならない。

3 南国市は、前項の規定による要求書の提出があったときは、その内容を審査し、確認した結果を受注者に通知するものとする。

4 市発注工事を週休2日制モデル工事として実施することについて承認を受けた受注者は、施工計画書の提出時に、対象期間において4週8休となる工程表を作

成し、当該市発注工事を監督する南国市の職員と協議するものとする。

5 受注者は、対象期間中、工事看板等により当該市発注工事を週休2日制モデル工事として実施している旨を周知するものとする。

6 受注者は、工事日誌等に現場閉所日を記載し、現場閉所日を確保したことを南国市が確認できるようにしなければならない。

(経費の補正方法)

第7条 市発注工事を週休2日制モデル工事として実施する場合における経費の補正の方法は、次の各号に掲げる市発注工事の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 受注者希望型(第3条第1項に規定する市発注工事であって、週休2日制モデル工事として実施するものをいう。) 工事完成日までに、南国市が対象期間における現場閉所日の達成状況を確認し、4週8休を達成できると認められる場合は、工事に係る経費の額に別に定める補正係数を乗じて得た額により、当該工事に係る契約の変更を行うものとする。ただし、工事着手日以前に前条第4項に規定する協議が整っていなかった場合は、経費の補正は行わないものとする。

(2) 発注者指定型(第3条第2項の規定により週休2日制モデル工事として実施する市発注工事をいう。) 工事に係る経費の額に別に定める補正係数を乗じて得た額により南国市が発注するものとし、工事完成日までに、南国市が対象期間における現場閉所日の達成状況を確認し、4週8休を達成できないと認められる場合は、工事に係る経費の額から当該補正係数を除するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、週休2日制モデル工事の実施に関し必要な事項は、南国市と受注者が協議して定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年9月3日から施行する。

2 この要綱の施行の日前にされた公告又は指名通知に係る工事については、この要綱の規定は適用しない。

参 考

第〇〇条 「週休2日制モデル工事」の実施について（■■型）

本工事は、「南国市週休2日制モデル工事」実施要綱における「■■型」の対象工事である。詳細については、下記に掲載する同要綱を参照すること。

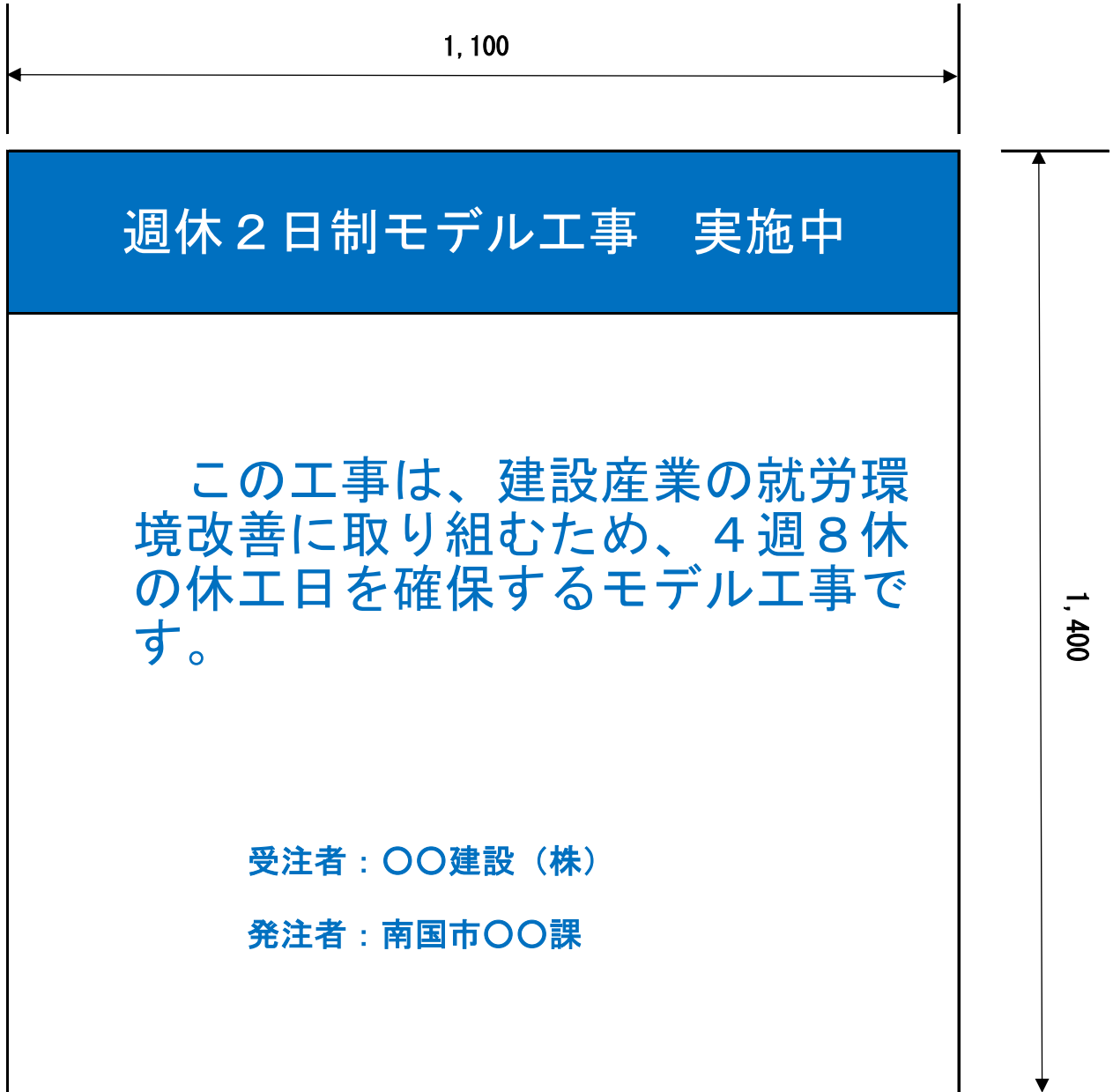
南国市ホームページ

<https://www.city.nankoku.lg.jp>

なお、受注者希望型にあつては、発注時における労務費等の補正は実施せず、現場閉所の達成状況に応じて当該補正分を増額して変更契約を行うものとする。また、発注者指定型にあつては、発注時において労務費等を補正済みであり、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合には、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

参 考

(掲示例)



※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。

※上記の掲示例であり、看板のサイズや文面を指定するものではない。

市長	副市長	財政課長	課長	課長補佐	係長	係

参 考

工 事 条 件 変 更 確 認 要 求 書

年 月 日

南国市長 様

(受注者)

(印)

建設工事請負契約書第18条第1項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。

1 工 事 名 (工事番号)	
2 工 事 場 所	
3 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
4 変 更 事 項	建設工事請負契約書第18条第1項第4号による。
	具体的事項(必要に応じて図面、写真を添付して説明すること。 特記仕様書第〇〇条の規定により「週休2日制モデル工事」を実施したいので、確認をお願いします。

添付資料・・・工程表

うえのことについては、次のとおり措置してください。

年 月 日

(受注者)

様

(印)

5 変更事項に対する措置方法(図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く。)

上記事項について適当と認めます。

週休2日制モデル工事における経費等の補正係数について

(土木工事)

現場閉所(通期)

労務費※1		1.02	
機械経費(賃料)		1.02	
共通仮設費		1.02	
現場管理費		1.03	
市場単価 (土木工事標準積算基準)	鉄筋工		1.02
	ガス圧接工		1.02
	インターロッキングブロック工	設置	1.01
		撤去	1.02
	防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00
		撤去	1.02
	防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00
		撤去	1.02
	防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02
		撤去	1.02
	防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
	防護柵設置工(落石防止網)		1.01
	道路標識設置工	設置	1.00
		撤去・移設	1.02
	道路付属物設置工	設置	1.01
		撤去	1.02
	法面工		1.01
	吹付砕工		1.01
	鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02
	道路植栽工	植樹	1.02
		剪定	1.02
	公園植栽工		1.02
	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	
橋面防水工		1.01	
薄層カラー舗装工		1.00	
グルーピング工		1.00	
軟弱地盤処理工		1.01	
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	

※1 補正の対象となる労務単価は、別2に定める公共工事設計労務単価(51職種)とし、それ以外の労務単価については補正対象外とする。また、工場製作等に係る労務費についても、補正の対象外とする。

週休2日制モデル工事における経費等の補正係数について

(土木工事)

現場閉所(通期)

土木工事標準単価	区画線工		1.02	
	高視認性区画線工		1.02	
	橋梁塗装工		1.01	
	構造物とりこわし工	機械		1.02
		人力		1.02
	コンクリートブロック積工		1.02	
	排水構造物工		1.02	
	鋼製排水溝設置工		1.02	
	表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場		1.01
		高所作業車		1.01
	表面含侵工	固定足場		1.02
		高所作業車		1.02
	連続繊維シート補強工	固定足場		1.02
		高所作業車		1.02
	剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場		1.02
		高所作業車		1.02
	漏水対策材設置工	固定足場		1.02
		高所作業車		1.02
	防草シート設置工		1.01	
	紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場		1.01
		高所作業車		1.01
	塗膜除去工		1.02	
	バキュームブラスト工		1.01	
道路反射鏡設置工	設置		1.00	
	撤去		1.02	
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02		
機械式継手工		1.02		
土木工事標準単価	抵抗板付鋼製基礎工		1.02	
	ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	
	FRP製格子状パネル設置工		1.00	
	浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	
	支承金属容射工		1.02	
	耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	

【参考：公共工事設計労務単価（51職種）】

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
1	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
2	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
3	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
4	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
5	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
6	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
7	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
8	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
9	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水土	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員B